

スルガVisaカード会員規約

条文		改定後	改定前
第24条（期限の利益の喪失）	第2項	2.本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合及び第25条第1項の規定（ただし、第25条第1項第6号・第7号・第8号・ <u>第9号</u> の事由に基づく場合を除く）により会員資格を取り消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る債務を除く当該債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払います。	2.本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合及び第25条第1項の規定（ただし、第25条第1項第6号・第7号・第8号（ <u>追加</u> ）の事由に基づく場合を除く）により会員資格を取り消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る債務を除く当該債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払います。
	第4項	4.本会員は、第25条第1項第7号、 <u>第8号又は第9号</u> の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払います。	4.本会員は、第25条第1項第7号 <u>又は第8号（追加）</u> の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払います。
第25条（会員資格の取消し）	第3項	3.当社は、会員が本条第1項第7号、 <u>第8号又は第9号</u> の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとし、	3.当社は、会員が本条第1項第7号 <u>または第8号（追加）</u> の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとし、